

## 第7章 運賃等の割引

### 公共交通機関の運賃割引

#### 1. JR運賃



身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方は、手帳に記載されている種の区分（第1種または第2種）等に応じて、運賃が割引になります。

区 分		利用方法	割引範囲	割引率
第1種	身体障害者手帳	介護者とともに乗車する場合	本人及び介護者1名の普通乗車券、定期乗車券、回数乗車券、普通急行券	5割
	療育手帳	単独で乗車する場合	片道100kmを超えるときの普通乗車券	5割
第2種	身体障害者手帳	単独で乗車する場合	片道100kmを超えるときの普通乗車券	5割
	療育手帳	12歳未満の障がい児とその介護者が添乗する場合	定期乗車券	5割
申請場所・問合せ先		JR線各販売窓口		

※私鉄の場合も取り扱いについては原則としてJR線と同じですが、会社によっては多少取り扱いが異なる場合がありますので、詳しくは直接各鉄道会社にお問い合わせください。

#### 2. 国内航空運賃

12歳以上で身体及び知的、精神に障がいのある方は、航空機を利用する際に手帳に記載されている種の区分（第1種または第2種）等に応じて、運賃が割引になります。

区 分	割引範囲	割引率※
第1種	身体障害者手帳 療育手帳 本人及び介護者1名	約25%~37%
第2種	身体障害者手帳 療育手帳 本人のみ	約25%~37%
申請手続	<p>事前に役場等で証明印の押印を受ける必要があります。（療育手帳のみ）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>(第1種)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>(第2種)</p> </div> </div> <p>購入もしくは搭乗手続きの際に手帳を提示してください。</p>	
申請場所・問合せ先	役場 保健福祉課、各航空会社	

※割引率は航空会社により異なる場合がありますので、事前に航空会社へお問い合わせ下さい。

※国際線に割引が適用されるかどうかについては、各航空会社へご確認ください。

### 3. 県内バス運賃

JRの割引制度とほぼ同様に、本人及び介護者1名とともに3割～5割引の割引制度があります。身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の提示が必要です。

※詳しくは直接各バス会社にお問い合わせください。

※バス会社によって、割引の有無が異なりますので、直接各バス会社へお問い合わせ下さい。

※福島交通（電話 024-533-2132）

### 4. タクシー運賃

料金支払いの際に、身体障害者手帳または療育手帳を提示していただくと、料金が1割引になります。

※精神障害者保健福祉手帳所持者については、タクシー会社ごとに割引の有無が異なりますので、直接各タクシー会社へお問い合わせ下さい。

### 5. 有料道路通行料

身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方は、手続きをすることにより有料道路料金が減額になります。

区 分	内 容	
対 象 者	本人が運転する場合	身体障害者手帳の交付を受けた方
	介護者（同一生計の方）が運転し本人が同乗する場合	各手帳の交付を受けた方で、手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」が「第1種」の方
割 引 率	5割	
申 請 手 続	【手帳で割引を受ける場合】 ①手帳 ②登録を希望される車の自動車検査証 ③運転免許証（本人が運転する場合） ④印鑑 等  【ETCを利用して割引を受ける場合】 ①手帳 ②登録を希望される車の自動車検査証 ③運転免許証（本人が運転する場合） ④印鑑 ⑤ETCカード（手帳所持者本人名義のもの） ⑥ETC車載器セットアップ申込書・証明書	
申 請 先	役場 保健福祉課 （手帳に該当する車両の番号等を記載し証明印を押印します）	
問 い 合 わ せ 先	（高速道路関係機関） ・NEXCO 東日本お客様サービスセンター（0570-024-024）	

※法人名義、事業用、営業用、台車等は対象となりません。

※登録できる自動車は、障がい者本人または家族名義のものに限ります。

また、登録できる台数は、障がい者の方一人につき1台です。